

土工の三次元設計データ作成等 歩掛

1 土工の三次元設計データ作成

土工の三次元設計データ作成は、ICT土工を予定する道路又は河川事業において、最新の「LandXML1.2に準じた3次元設計データ交換標準(案)(国土交通省)」に基づいて、土工の三次元設計データ(スケルトンモデル、サーフェスモデル)を作成する業務とする。

1-1 適用範囲

本歩掛は、ICT土工工事における3次元データ作成は適用外とする。

1-2 土工の三次元設計データ作成(道路土工)

(1) 打合せ 標準歩掛 (1業務当たり)

区分	職種	直接人件費					備考
		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	
業務着手時				0.5	0.5		
中間打合せ				0.5	0.5		1回当たり
成果物納入時				0.5	0.5		
合計				1.5	1.5		

(注) 打合せは、土工の三次元設計データ作成業務のみを発注する場合に計上し、詳細設計業務等の他の設計業務とあわせて発注する場合には計上しない。

(2) 土工の三次元設計データ作成(道路土工) 標準歩掛 (1km当たり)

区分	職種	直接人件費						備考
		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
計画準備					0.5	0.5	1.0	
道路中心線						0.2	0.5	0.5
横断形状						1.0	0.8	1.2
地形情報						0.2	0.5	0.5
照査				0.5	0.5	1.0		
報告書作成					0.5	0.5	0.5	
合計				0.5	1.5	3.4	3.3	2.2

- (注) 1. 計画準備は、土工の三次元設計データ作成業務のみを発注する場合に計上し、詳細設計業務とあわせて発注する場合には計上しない。
 2. 道路面、路床面、路体面以外の横断形状の作成がある場合は、別途見積により計上する。
 3. 三次元データ(サーフェスモデル)の表面の直接編集がある場合は、技師(A)0.6(人・日)、技師(B)1.2(人・日)を計上する。
 4. 電子計算機使用料は直接人件費の9%を直接経費として計上する。
 5. 作業量の補正にあたっては土木設計業務等標準歩掛 第2節道路設計標準歩掛における2-3-1(注)7.設計延長補正及び2-3-3標準歩掛の補正(1)～(11)に基づき算定する。
 6. 曲線数による補正は、測量業務標準歩掛第4節路線測量歩掛における4-2-4曲線数による変化率を、上記5で補正した歩掛に乗じる。
 7. 三次元設計データ作成にあたり、追加の横断図を作成する場合には(3)追加横断図作成により計上する。
 8. 歩掛には、既存の三次元点群データ(地形データ)と三次元設計データの重ね合わせを含む。
 9. 中心線が複数ある場合には、見積により追加費用を別途計上する。

(3) 追加横断図作成 標準歩掛 (10断面当たり)

区分	職種	直接人件費					備考	
		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)		技師(C)
追加横断図作成						1.0	1.0	1.0
合計						1.0	1.0	1.0

(注) 電子計算機使用料は直接人件費の9%を直接経費として計上する。

(4) 電子成果品作成費

電子成果品作成費を土木設計業務等積算基準 第3節電子成果品作成費(2)その他の設計業務により計上する。ただし、詳細設計業務とあわせて発注する場合には、(1)概略設計、予備設計又は詳細設計により計上する。

1-3 土工の三次元設計データ作成（河川土工）

(1) 打合せ 標準歩掛

(1業務当たり)

区分	職種	直接人件費					備考
		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	
業務着手時				0.5	0.5		
中間打合せ				0.5	0.5		1回当たり
成果物納入時				0.5	0.5		
合計				1.5	1.5		

(注) 打合せは、土工の三次元設計データ作成業務のみを発注する場合に計上し、詳細設計業務等の他の設計業務とあわせて発注する場合には計上しない。

(2) 土工の三次元設計データ作成（河川土工） 標準歩掛

(1km当たり)

区分	職種	直接人件費						備考
		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
計画準備				0.5	0.5	1.0		
堤防法線						0.2	0.4	0.6
横断形状						1.2	1.2	1.6
地形情報						0.4	0.6	0.8
照査				0.5	0.5	1.3		
報告書作成					0.5	0.5	0.5	
合計				1.0	1.5	4.6	2.7	3.0

- (注) 1. 計画準備は、土工の三次元設計データ作成業務のみを発注する場合に計上し、詳細設計業務とあわせて発注する場合には計上しない。
 2. 計画堤防面、余盛堤防面以外の横断形状の作成がある場合は、別途見積により計上する。
 3. 三次元データ(サーフェスモデル)の表面の直接編集がある場合は、技師(A)0.6(人・日)、技師(B)1.0(人・日)を計上する。
 4. 電子計算機使用料は直接人件費の9%を直接経費として計上する。
 5. 作業量の補正にあたっては土木設計業務等標準歩掛 第14節河川構造物設計における14-3-4標準歩掛の補正係数K2~4に基づき算定する。
 なお、設計延長に対する補正係数は、土木設計業務等標準歩掛 第2節道路設計標準歩掛における2-3-1(注)7設計延長補正に基づき算定する。
 6. 三次元設計データ作成にあたり、追加の横断図を作成する場合には(3)追加横断図作成により計上する。
 7. 歩掛には、既存の三次元点群データ(地形データ)と三次元設計データの重ね合わせを含む。
 8. 中心線が複数ある場合には、見積により追加費用を別途計上する。

(3) 追加横断図作成 標準歩掛

(10断面当たり)

区分	職種	直接人件費						備考
		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
追加横断図作成						1.0	1.0	1.0
合計						1.0	1.0	1.0

(注) 電子計算機使用料は直接人件費の9%を直接経費として計上する。

(4) 電子成果品作成費

電子成果品作成費を土木設計業務等積算基準 第3節電子成果品作成費(2)その他の設計業務により計上する。ただし、詳細設計業務とあわせて発注する場合には、(1)概略設計、予備設計又は詳細設計により計上する。

